JASDAQ

平成 23 年２月 14 日

各 位

本 社 所 在 地　東京都港区赤坂五丁目２番 20 号
会　　社　　名　株式会社アエリア
代表者の役職名　代表取締役社長　小林　祐介
（コード番号：3758）
問　合　せ　先　執行役員　管理本部長　清水　明
電　話　番　号　03-3587-9574
（URL http://www.aeria.jp/）

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年２月 14 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、募集事項の決定を取締役会に委任すること及び会社法第 361 条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役、監査役に対し割当てる新株予約権の内容について承認を求める議案を、平成 23 年３月 30 日開催予定の第９期定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、監査役及び当社又は当社子会社の従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上に資することを狙いとして、ストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行するものであります。

２．新株予約権発行の要領

（１）新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び当社又は当社子会社の従業員のうち当社取締役会決議によって定める者。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（３）新株予約権の数の上限

2,000個を上限とする。この内、当社取締役及び監査役に付与する新株予約権は1,000個を上限とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は１株とする。ただし、前号に定める株式の

数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（４）新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は１株当たりの払込価額（以下 行使価額）に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は次により決定される。

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所「JASDAQ」の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は資本準備金に組み入れるものとする。

（７）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から２年を経過した日より３年を経過する日までとする。

（８）新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかにあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、その権利は行使できなくなるものとする。

③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

④新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合は、新株予約権は行使できなくなるものとする。

（９）新株予約権の取得の事由

①新株予約権者が当社若しくは当社子会社の取締役・監査役又は従業員たる地位のいずれをも喪失した場合には、当社は、取締役会が別途定める日において当該未行使の新株予約権を無償にて取得することができる。

②新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合は、当該新株予約権については、取締役会が別途定める日において無償にて取得することができる。

③新株予約権者が当社又は当社子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合その他名目の如何を問わず当社又は当社子会社と競業関係にある会社との間で委任、請負等の継続的契約関係を締結した場合は、当該新株予約権については、取締役会が別途定める日において無償にて取得することができる。

④新株予約権者が新株予約権の全部、又は一部を放棄した場合は、当該新株予約権については、取締役会が別途定める日において無償にて取得することができる。

⑤当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑥新株予約権者が（８）に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

（１０）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会承認を要するものとする。

（１１）新株予約権に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

３．取締役及び監査役の報酬に関する事項

ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役（社外取締役１名を含む）に付与する新株予約権は900個（社外取締役上限100個を含む）、当社監査役に付与する新株予約権は100個（社外監査役上限50個を含む）を上限とする。

当社取締役及び当社監査役への新株予約権の割当は、その額が確定していない報酬等に該当し、その報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、当社取締役及び当社監査役に割当てる新株予約権の総数を乗じるものとする。新株予約権１個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の行使価額等、諸条件をもとに株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

（注）上記の内容については、平成23年３月30日開催予定の第９期定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以　上